

1. 任免及び職員数

部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在、単位:人)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	平成31年	令和2年		
市	671 (0)	671 (128)	0 (128)	事務の統廃合縮小 ▲4 退職者不補充 ▲1 業務増 3 採用欠員の補充 2
消防	143 (0)	148 (1)	5 (1)	業務増 5
上下水道	67 (0)	66 (7)	▲1 (7)	事務の統廃合縮小 ▲1
計	881 (0)	885 (136)	4 (136)	

※()内はフルタイム会計年度任用職員の職員数(外書き)

職員の任免の状況 (単位:人)

区分	職種	退職者数等	採用者数等	差引	職員数
平成31年	市	41	40	▲1	671
	消防	7	8	1	143
	上下水道	13	8	▲5	67
令和2年	市	33	33	0	671
	消防	4	9	5	148
	上下水道	12	11	▲1	66
令和3年	市	34	40	6	677
	消防	12	7	▲5	143
	上下水道	7	6	▲1	65
計	53	53	0	885	

※退職者数等及び採用者数等には、再任用者及び出向者を含みます。

2. 競争試験及び選考

令和2年度職員採用試験の状況 (単位:人)

区分	職種	受験申込者数	一次合格者数	最終合格者数	入所者数	
						大卒
		一般行政(B方式)	35	11	5	3
		土木技術	5	1	1	0
		建築技術	2	0	0	0
		保健師	4	3	2	2
		栄養士	19	4	1	1
		土木技術(社会人)	1	0	0	0
		建築技術(社会人)	1	0	0	0
		土木技術(2次募集)	1	0	0	0
		建築技術(2次募集)	1	1	1	1
		機械技術(2次募集)	3	1	0	0
		一般行政(追加募集)	54	16	4	4
		土木技術(追加募集)	2	1	1	1
		建築技術(追加募集)	2	1	0	0
		機械技術(追加募集)	2	1	1	1
	消防	消防吏員	14	5	2	1
短卒	市	土木技術	1	1	1	1
		土木技術(追加募集)	1	0	0	0
	消防	消防吏員	7	2	2	1
高卒	市	一般事務	32	9	7	5
		土木技術	2	2	2	1
		一般事務(障害者対象)	2	1	1	1
		一般事務(就職氷河期)	87	12	1	1
	消防	消防吏員	22	8	3	3
計			343	101	41	33

定員管理計画の進捗状況 (単位:人)

年次	目標職員数	実職員数	差引
平成23年4月1日(第四次計画1年目)	903	903	0
平成24年4月1日(第四次計画2年目)	903	894	▲9
平成25年4月1日(第四次計画3年目)	899	889	▲10
平成26年4月1日(第四次計画4年目)	891	884	▲7
平成27年4月1日(第四次計画最終年次)	885	881	▲4
平成28年4月1日(第五次計画1年目)	750	750	0
平成29年4月1日(第五次計画2年目)	750	747	▲3
平成30年4月1日(第五次計画3年目)	746	744	▲2
平成31年4月1日(第五次計画4年目)	743	738	▲5
令和2年4月1日(第五次計画最終年次)	743	737	▲6
令和3年4月1日(第六次計画1年目)	665	665	0

※第四次計画は、消防・上下水道職員を含んでいます。
 ※第五次計画は、消防職員を含みません。
 ※第六次計画は、消防・技能労務職員を含みません。

※上下水道局では、独自で採用試験を行わず、市との人事異動により職員を配置しています。

3. 給与の状況

(1) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和2年4月1日現在)

区分	初任給	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
市	一般行政	高校卒	154,900円	223,200円	295,800円
		大学卒	188,700円	261,600円	348,200円
	技能労務	労務職	150,800円	216,200円	278,800円
		技能職	154,900円	223,200円	285,500円
消防	高校卒	160,100円	229,500円	302,200円	
	大学卒	195,500円	268,400円	354,200円	
上下水道	一般	高校卒	154,900円	223,200円	295,800円
		大学卒	188,700円	261,600円	348,200円

(2) 級別職員数の状況(令和2年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	市		消防	上下水道	計	構成比
		一般	技能労務				
1級	主事	98	23	39	13	173	19.5
2級	主任主事	71	4	16	6	97	11.0
3級	主任	149	49	23	15	236	26.7
4級	係長	123	5	37	15	180	20.3
5級	課長補佐	67		25	11	103	11.6
6級	課長	51		5	5	61	6.9
7級	部次長	18		2	1	21	2.4
8級	部長	13		1		14	1.6
計		590	81	148	66	885	100.0

(4) 退職手当の状況(令和2年4月1日現在)

	市・消防・上下水道	
	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.5868月分
勤続25年	28.0395月分	33.2707月分
勤続35年	39.7575月分	47.7090月分
最高限度額	47.7090月分	47.7090月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置として、3%~45%加算	

(6) 特別職の報酬等の状況(令和2年4月1日現在)

職名	給料月額	職名	報酬月額
市長	912,000円	議長	513,000円
副市長	745,000円	副議長	441,000円
教育長	650,000円	常任委員長	422,000円
常勤監査委員	559,000円	常任委員副委員長	418,000円
上下水道事業管理者	570,000円	議員	413,000円

(8) 扶養手当・住居手当・通勤手当の状況(令和2年4月1日現在)

区分	市・消防・上下水道
扶養手当	●配偶者 6,500円(部長級職員 3,500円) ●子 10,000円 ●父母等 6,500円(部長級職員 3,500円) ●満16歳の年度初めから、満22歳の年度末までの子は、1人につき5,000円加算
住居手当	借家、借間 ●家賃が21,000円以下 家賃から10,500円を引いた額 ●家賃が21,000円超 超える額の1/2(限度額17,500円)に10,500円を加算した額
通勤手当	①自転車等 ●通勤距離2km~4km 未満 3,800円 以下距離に応じて支給(最高額は35km以上で20,900円) ②交通機関 ●一月当たりの運賃が55,000円以下 運賃相当額 ●一月当たりの運賃が55,000円超 55,000円に定期等の月数(6月以内)を乗じた額

(3) 職員の平均給料月額・平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	
市	一般行政	309,788円	360,784円	40.2歳
	技能労務	354,608円	409,174円	53.5歳
	消防	297,627円	337,762円	39.1歳
上下水道	304,477円	364,037円	39.8歳	

(注) 平均給与月額とは、平均給料に手当(期末・勤勉手当を除く)の平均を加えたものです。

(5) 期末・勤勉手当の状況(令和2年4月1日現在)

区分	市・消防・上下水道	
	期末	勤勉
6月期	1.3月分	0.95月分
12月期	※1.3月分	0.95月分
計	2.6月分	1.90月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置	有	

※令和2年12月期の期末は、人事院勧告に準じて1.25月分になっています。

(7) 特別職の賞与の状況(令和2年4月1日現在)

期末手当支給割合	期末手当計算式(条例による)
6月期	1.7月分
12月期	※1.7月分
計	3.4月分

市長等 給料月額×1.25
 議員 報酬月額×1.2×3.4

※令和2年12月期の期末は、人事院勧告に準じて1.65月分になっています。

4. 休業・休暇

年次有給休暇(令和2年実績、単位:日) (いずれも令和2年度実績、単位:人)

区分	平均取得日数	育児休業取得者		介護休業取得者		自己啓発休業		
		区分	計	うち男性取得者数	区分	計	区分	計
市	9.1	市	9	2	市	0	市	0
消防	12.4	消防	0	0	消防	0	消防	0
上下水道	8.9	上下水道	0	0	上下水道	0	上下水道	0

※令和2年度新規取得者のみ

5. 勤務時間・勤務条件

勤務時間(令和2年度)

区分	勤務時間	休憩時間	備考
市	8:15~17:00	12:00~13:00	・職場によっては勤務時間が前後にシフトする場合あり。
消防	8:15~17:00	12:00~13:00	・毎日勤務者
	8:15~翌日の8:15	17:00~20:00の間に適宜30分	・隔日勤務者 ・20:00~翌日7:00の間に、7時間の仮眠時間あり。
上下水道	8:15~17:00	12:00~13:00	・平成20年4月1日から、平日夜間及び休日等の当直業務は、民間業者に委託。

6. 分限及び懲戒

(1) 分限処分について

地方公務員の分限処分制度とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合もしくは予算・職制に比して職員数が過大になった場合に、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。処分には、降任・免職・休職・降給の4種類があります。

令和2年度中の分限処分の件数は12件(市12件、消防0件、上下水道0件)で、その内訳は全て休職となっています。

(2) 懲戒処分について

地方公務員の懲戒処分制度とは、勤務関係の秩序を維持するため職員の服務義務違反に対して科する制裁処分です。処分には、戒告・減給・停職・免職の4種類があります。

令和2年度中の懲戒処分の件数は3件(市0件、消防1件、上下水道2件)で、その内訳は戒告2件、減給1件となっています。

7. 服務

市では、市職員の職務の公正さに対する市民の皆さんの疑惑や不信を招くような行為を防ぎ、公務に対する信頼を確保するために「防府市職員倫理規程」を制定しています。規程では、仕事上の利害関係がある人から金銭・物品の贈与や貸付け、または接待を受けること、仕事上の利害関係がある人と旅行・飲食・遊技等を共にすること、仕事上の利害関係がなくとも通常の社交の範囲を超えた接待や支出の肩代わりなどを禁止しています。

なお、関係団体の総会や懇親会などへ参加する場合には、経費を自己負担するとともに、倫理監督職員(市においては総務部長、消防においては消防長、上下水道局においては総務課長)の許可を得ることを義務付けています。令和2年度中に倫理監督職員が許可した件数は0件となっています。

8. 退職管理の状況(単位:人)

令和2年度中退職者数	42	うち管理監督者数	9	うち届出者数	4
------------	----	----------	---	--------	---

9. 職員研修

市では、市民の幸福の実現を目指す人材を育成するため、防府市人材育成基本方針に基づき、計画的に研修を実施しています。令和2年度は職場研修の活性化、職場外研修の充実、自己啓発の充実3点を組み合わせた研修を実施しました。

これにより、職員の自己啓発意欲を刺激し、積極的な能力開発と意識改革をしています。

令和2年度職員研修の実施状況

研修区分	開催件数	参加人数	内容
市	研修所派遣研修	35	178 (公財)山口県ひとつくり財団など
	集合研修	23	450 人事管理研修、マネジメント研修、メンタルヘルス研修など
	自己啓発支援	2	81 通信教育など
消防	学校等派遣研修	9	42 県消防学校における各種教育、救急救命士病院研修など
	その他	3	17 各種技能講習(県労働基準協会、林業・木材労働防止協会)
上下水道	研修所派遣研修	24	45 日本水道協会(全国)、下水道事業団、建設技術センターなど
	集合研修	8	20 人事管理研修、日本水道協会(地方、県)など
	自己啓発支援	0	0 通信教育
計	104	833	

10. 人事考課制度

市では、職員の職務遂行の実績(業績、能力、意識姿勢の3領域)を上司が一定の基準に基づいて評価する人事考課制度を平成15年度から導入しています。これは、職員の意識改革・資質向上により市民サービスの向上を図ることを目的に導入した制度で、当初の被考課者は課長級のみでしたが、平成26年5月の地方公務員法の改正に伴い、平成27年度から全職員に対し実施しています。

11. 福祉及び利益保護

(1) 安全衛生管理体制について

市では、衛生委員会(クリーンセンターは別に安全衛生委員会)を設置し、消防は、安全関係者会議及び衛生委員会を設置、上下水道局は、安全衛生委員会を設置しています。

また、産業医(毎月1回)と衛生管理者(毎週1回)による健康相談を実施しています。そのほかに、職員総合相談員(毎週2回)によるメンタルヘルス、セクハラ・パワハラ相談窓口を開設しています。

(2) 公務災害補償の概要及び実施状況について

地方公務員の公務災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償する福祉制度です。その災害が公務災害として認められるためには、職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況でその災害が発生したこと(公務遂行性)、及び公務とその災害との間に相当因果関係があること(公務起因性)の二つの要件を満たすことが必要です。

令和2年度中に補償された公務災害の件数は12件(内訳:市7件、消防3件、上下水道2件)、通勤災害は1件(内訳:市1件、消防0件、上下水道0件)となっています。

(3) 職員互助会について

職員互助会は、職員の相互共済を図ることを目的として設置されたものです。

市及び上下水道局は、毎月の職員の掛金(給料の1,000分の4)を主な財源として、文化事業、体育事業、慶弔事業や生活資金等貸付事業などを実施しています。

消防は、毎月の職員の掛金(一律2,500円)を主な財源として、文化事業、体育事業や慶弔事業などを実施しています。

12. 公平委員会報告事項

地方自治体は、住民の福祉増進のため、複雑多岐な行政事務を担っていますが、その任務を担う地方公務員には、職務に専念できるよう身分上の保障と給与その他の経済上の権利が、地方公務員法等で定められています。「公平委員会」はこれらの権利の保障を「審査」を通じて行う機関です。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況について

勤務条件の措置の要求とは、職員が給与、勤務時間、執務環境などについて適当な措置が執られるべきことを当局に要求するものです。令和2年度「勤務条件に関する措置の要求」は出ていません。

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況について

当局の職員に対する懲戒、その他その意に反すると認められる不利益な処分に対する審査請求です。

令和2年度「審査請求」件数は0件となっています。

(3) 職員団体の登録の状況について

地方公務員法により職員はその勤務条件の維持改善を図ることを目的として団体を組織することができます。この団体が条件を満たし、公平委員会に「職員団体」として登録された場合、当局は団体交渉に応じる義務等が発生します。

登録番号	職員団体名	登録年月日	変更登録年月日	事務所所在地
1	防府市職員労働組合	昭和41年10月12日	令和2年2月14日	防府市役所内
2	防府市教職員組合	昭和41年10月12日	令和2年6月12日	桑山中学校内

令和元年度末に おける登録団体数	令和2年度における		令和2年度末に おける登録団体数
	新規登録団体数	取消団体数	
2	0	0	2

(4) 苦情及び相談の状況について

公平委員会には「職員の苦情の処理」の事務が設けられています。これは、勤務条件や不服申立てに必ずしも至らないような人事管理上の職員の苦情や相談に応じるものです。

令和2年度 苦情及び相談件数 (繰越分を含む)	調査・審査結果		
	処理済み	処理中	中断
0件	0件	0件	0件

問 人事課 人事研修係(1号館2階・☎25-2123) 消防本部消防総務課 総務係(☎23-9901)
上下水道局総務課 総務係(☎23-2512) 公平委員会(1号館3階・☎25-2142)